

第5 文部科学省

不 当 事 項

役 務

- (57) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際の従事時間よりも多くの時間に従事したこととして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの
(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

- (58) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(75)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費
部 局 等	文部科学本省、6 都県
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	県 5、市 2、区 2、学校法人 8、計 17 補助事業者等
間接補助事業者 等(事業主体)	市 1、学校法人 1、計 2 間接補助事業者等 (1 学校法人)
国庫補助金等	義務教育費国庫負担金、私立学校施設整備費補助金、学校施設環境改善交付金等
上記の国庫補助 金等交付額の合 計	192,764,294,339 円
不当と認める国 庫補助金等交付 額の合計	135,892,810 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、26 都道府県、261 市区町村、1 一部事務組合、1 独立行政法人、18 国立大学法人等、21 学校法人、25 宗教法人、18 公益財団法人等、9 会社及び49 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、5 県、2 市、2 区、9 学校法人、計 18 事業主体が義務教育費国庫負担金、私立学校施設整備費補助金、学校施設環境改善交付金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 135,892,810 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 認定こども園施設整備交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,947,000 円

認定こども園施設整備交付金(以下「交付金」という。)は、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成 27 年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進することを目的として、都道府県(間接補助事業等においては市町村(特別区を含む。以下同じ。))が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部に充てるために、国が都道府県に対して交付するものである。そして、交付要綱等によれば、交付金の交付対象事業は、学校法人等が設置する認定こども園等において教育を実施する部分の改造等を行う事業に対して、都道府県(間接補助事業等においては市町村)が補助金等を交付する事業とされている。

交付要綱等によれば、交付金の交付対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とされており、このうち本体工事費は、工事請負費、工事事務費、実施設計に要する経費等とされている。ただし、外構工事(門、フェンスの設置等の防犯対策を除く。)に要する経費は、交付対象経費としないこととされている。また、工事事務費、実施設計に要する経費等については、交付金の内定額の提示(以下「内定」という。)を受ける前に契約したものは交付対象経費としないこととされている。そして、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 本体工事費、解体撤去工事費等ごとの基準額と各種加算額を、認定こども園等において教育を実施する部分に係る定員数に応じて定められた額を用いるなど所定の方法により算出して合計する(以下、合計した額を「交付基礎額」という。)
- ② 交付対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に国の負担割合 2 分の 1 を乗ずるなどした額(以下「選定額」という。)を算出する。